

台風第19号等による被害の災害復旧に係る入札制度の見直し

令和2年1月 福島県入札監理課

1 復興JV制度について

東日本大震災からの復興工事においては、技術者や資機材の不足による入札不調対策として、技術者等を広域に確保するために、現在、管内企業が他管内企業や県外企業の技術力等を活用できる復興JV制度を活用しております。

今般の台風第19号等による被害も、東日本大震災と同様に広範かつ甚大であり、相当数の事業に係る入札及び契約が見込まれることから、復興JV制度を対象とします。

	改正後	現行
1) 対象工事	復興・再生事業又は災害復旧事業に係る工事(東日本大震災に伴うもの及び令和元年台風第19号等による被害に伴うもの)	復興・再生事業又は災害復旧事業に係る工事(東日本大震災に伴うもの)
2) 対象金額	1億円以上 WTO 対象金額未満	
3) 対象発注種別	全ての発注種別	
4) 構成員	2者又は3者	
5) 代表構成員	等級別格付区分の最上位の等級(Aランク)に格付けされている者で、県内に主たる営業所を有する建設業者であること。	
6) その他構成員	等級別格付区分の最上位の等級(Aランク)、及び最上位の次の等級(Bランク)に格付けされている者も対象とすることができる。	
7) 配置予定 技術者の専任	共同施工を行う場合であって、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できる。 (発注者が、全構成員の技術者専任を必要と判断した場合を除く。)	

2 公募型随意契約

緊急を要する災害復旧工事については、随意契約により契約を締結しており、その見積人は発注者が選定しております。

一方、東日本大震災においては、大規模な災害復旧工事が多数発生したことから、随意契約における見積人の選定方法について、迅速性、透明性、競争性、公正性を確保し参加希望者を広く募る公募型随意契約を適用してきました。

今般の台風第19号等による被害も、広範かつ甚大であり、相当数の事業に係る契約が

見込まれることから、公募型随意契約を適用できるよう見直します。

	改正後	現行
1) 対象工事	東日本大震災及び令和元年台風第19号等による被害に伴う大規模な災害復旧工事 ※東日本大震災に係る工事は、復興公営住宅新築工事に限る。	東日本大震災に伴う大規模な災害復旧工事 ※平成30年度以降は、復興公営住宅新築工事に限る。
2) 対象金額	1億円以上	
3) 見積人の選定方法	工事内容により、以下の条件を付して見積人を公募する。 ① 地域要件 ② 格付要件 ③ 企業の技術力（実績） ④ 配置予定技術者の技術力（実績）	

3 現場代理人の常駐義務緩和の対象金額の見直し

技術者や資機材の不足による入札不調対策として、現場代理人の常駐義務緩和を適用しておりますが、台風第19号等による被害の復旧工事等において、入札不調対策を強化するため、対象金額を見直します。

	改正後	現行
1) 対象金額	建築一式工事 7,000万円未満 建築一式工事以外 3,500万円未満	建築一式工事 5,000万円未満 建築一式工事以外 2,500万円未満
2) 対象工事	① 県発注工事及び市町村発注工事における同一の主任技術者が管理できる工事。 ② 特に発注者が支障ないと認めた工事	

3 適用年月日【工事関係】

令和2年1月6日から適用します。